

第21回 対策本部会議決定事項(令和2年5月28日)

1. 施設の対応について

- ・6月18日までの間の利用上限人数等は、県の示す基準と同様とする。ただし、基準を満たす人員等であっても密な状態になるようなものは貸出し等制限をする。
- ・貸出し申請時に、別紙チラシを申請者へ渡し、感染症対策の徹底をお願いする。
- ・学校施設(旧大津留小・旧阿蘇野を除く)は、引き続き外部への貸し出しを不可とする。ただし、スポーツ少年団については、利用可とする。
- ・各省庁が発出している業種別ガイドラインを確認し対応すること。

2. イベントについて

- ・施設の対応と同様に、県の示す基準と同様とする。ただし、基準を満たす人員等であっても密な状態になるようなものは慎重に開催を検討すること。
- ・幼稚園の夏祭りは、特定できる方のみ(保護者等)の参加で開催可能とする。
- ・各町のイベント(きちよくれ祭り・かぐら祭り等)は、今後の状況を見ながら、全市統一的な考えで開催等の可否を判断する。

3. 児童扶養手当受給世帯等への給付金について

- ・問い合わせ等あれば子育て支援課まで。

4. 特別定額給付金について

- ・5月27日現在、申請数 13,070件(83.1%)
- ・支払決定 8,670件→明日中に振込完了。今月内での支払い率55.1%